

会員各位

厚生労働省 電子処方箋実証事業へのご協力をお願い

2018年10月19日

一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）

戦略企画部 事業企画推進室長

厚生労働省医薬・生活衛生局により「電子処方箋の本格運用に向けた実証事業」（以下、実証事業）が実施されることになりました。実証事業の内容は、別添の厚生労働省電子処方箋実証事業仕様書（以下、仕様書）をご覧ください。

この実証事業では、厚生労働省の「電子処方せん運用ガイドライン」で定めている運用フローを見直すことを主目的としております。このため、見直しの方向性によっては、JAHISが策定した「JAHIS電子処方箋実装ガイド」のみならず、JAHIS会員各社の製品や事業にも大きな影響があると考えられます。このため、会員各社への影響を最小限にするために、実証事業にJAHISが自ら応募し実施することが必要と考えております。

実証事業では、机上検討だけで無く、検証用のプロトタイプを構築し医療現場での実証作業が求められており、実証作業の実施に当たりましては、電子処方箋関連の知見・経験・技術をお持ちの会員の皆様のご協力をいただく必要がございます。

つきましては、下記の業務内容についてご協力いただける会員を募集いたしますので、ご検討の上、ご応募いただきますようお願いいたします。

なお、応募いただいた会員各社が厚生労働省の実証事業に直接応募されることは自由です。また応募の際に、この募集に関して提供いたしました情報等を参考にさせていただいてもかまいません。

募集要領

募集させていただく業務は、仕様書の「2.4.2 電子処方箋の運用の仕組みの検討・実証・考察」のうち「(2) 実証事業」の部分になります。

下記に示す、「1. 実証作業に関するプロジェクトマネジメント業務」、「2. 実証作業に使用するプロトタイプシステムの構築・運用」として「(1) 医療機関用プロトタイプシステム」、「(2) 薬局用プロトタイプシステム」、「(3) ASP用プロトタイプシステム」及び「3. 電子署名環境の構築」の計5種の業務について募集を行います。

複数の業務をまとめて実施していただいてもかまいません。また、下記以外にも実施できる業務等がございましたら、あわせてご提案ください。

協力いただきたい業務内容

1. 実証作業に関するプロジェクトマネジメント業務

JAHISが作成した実証計画にもとづき、2.に示すプロトタイプシステムを用いた医療現場での実証作業の運営管理を行う。

運営管理業務を担当するプロジェクトマネージャ要員は実証作業の専任とし、以下のいずれかの資格取得後2年以上、かつ複数のプロジェクトにおいてマネジメントした実績を有すること。

- ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ、ITストラテジスト、システムアーキテクト、特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会が認定する IT コーディネータのいずれか、又は同等の資格を有する者
- ・文部科学省技術士の資格（情報工学部門に限る）を有する者
- ・米国 PMI 認定の PMP(プロジェクトマネジメントプロフェッショナル) 又は同等の資格を有する者

2. 実証作業に使用するプロトタイプシステムの構築・運用

(1)医療機関用プロトタイプシステム

医療機関において、実証作業に用いる以下の機能を有した医療機関用プロトタイプシステムを構築し、実証作業での運用を行う。

- ・医師の指示した処方内容に基づき電子処方箋（CDA）を発行する機能
- ・発行した電子処方箋を ASP に送付する機能
- ・当該電子処方箋に対し薬局が発行した調剤結果（CDA）を ASP 経由で受信する機能
- ・受信した調剤結果の内容を医師に提示する機能

同一の地域での複数の診療科をもつ 2 つ以上の医療機関での実証を行う予定です。

(2)薬局用プロトタイプシステム

薬局において、実証作業に用いる以下の機能を有した薬局用プロトタイプシステムを構築し、実証作業での運用を行う。

- ・医療機関が発行した電子処方箋（CDA）を ASP 経由で受信する機能
- ・受信した電子処方箋の内容を薬剤師に提示する機能
- ・当該電子処方箋に対応した調剤結果（CDA）を発行する機能
- ・発行した調剤結果を ASP に送付する機能

(1) の医療機関と同一の地域での 5 つ以上の薬局での実証を行う予定です。

(3)ASP 用プロトタイプシステム

クラウドサービス等を用いて、実証作業に用いる以下の機能を有した ASP 用プロトタイプシステムを構築し、実証作業での運用を行う。

- ・医療機関からの要求により各電子処方箋固有の処方箋番号を発行する機能
- ・医療機関が発行した電子処方箋を受信し管理する機能
- ・薬局からの要求により、処方箋番号に対応した電子処方箋を薬局に送付する機能
- ・一度薬局に送付した電子処方箋の再送付を防止する機能
- ・電子処方箋を発行した医療機関からの求めにより電子処方箋を失効させる機能
- ・薬局が発行した調剤結果を、電子処方箋を発行した医療機関に伝達する機能

(1) の医療機関および (2) の薬局の間でのみ実証を行う予定です。

プロトタイプシステムの共通要件

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」、「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン(第二版)」等に従うこと。

特に指定されない限り、各プロトタイプシステムは JAHIS 電子処方箋実装ガイドの規程に準拠した実装が行われていること。

3. 電子署名環境の構築

電子処方箋および調剤結果に対して、それぞれ医師および薬剤師の電子署名を行い、署名された電子署名の有効性を検証する環境の構築を行う。

応募方法・スケジュール

1. 本募集に関する説明会を、**10月24日(水) 15:00**から **JAHIS 第3会議室**で行います。質問等は、随時メールにて下記窓口宛お問い合わせください。
2. 応募する意思のある会員は、**10月29日(月) 17:00**までに下記窓口までメールにてご連絡ください。その際、会社名、担当者連絡先、応募する予定の業務内容をお知らせください。
3. 応募される会員は、それぞれの業務内容の具体的な実施方法についての提案書と実施にあたっての経費の明細書を、**11月5日(月) 17:00**までに下記窓口までに、PDF形式の文書をメール添付にてご提出ください。提案書の形式は自由ですが、下記の事項を簡潔にまとめてください。
 - ・会社名、担当者連絡先（メール、電話等）
 - ・協力していただける業務内容（上述の業務内容のどの範囲を実施できるか）
 - ・業務内容を業務項目として分解し、その実施内容を記載してください
 - ・その他実施方法について積極的なご提案を歓迎します明細書は、提案書に記載した業務項目ごとの経費を列挙し、積算してください。
4. 厚生労働省の基準に準拠した審査基準により提案書および明細書の審査を行い、受託事業者を決定します。結果は応募された会員会社に **11月16日(金)**までに連絡いたします。
5. 採用を決定した会員会社の提案書、明細書等に基づき、JAHIS としての提案書を作成し、**11月20日(火)**の JAHIS 運営会議での審議の上で、**11月22日(木)**までに厚生労働省への応募を行います。
 - ・提案書・明細書の内容について不明点などがありましたら、問い合わせをさせていただきます。
 - ・応募の事実、応募内容については、事業企画推進室外には漏らしません。

留意事項

かなりの業務量になりますので、受託責任者および実施担当者の割り当て等、適切な社内体制の整備をお願いいたします。

本業務で作成した文書、プログラムのソースコード等については、すべて JAHIS に納品していただきます。また、それらの著作権は原則として厚生労働省に帰属します。

JAHIS が、厚生労働省の調達を落札できなかった場合は、業務委託は行いません。

業務委託に関する契約につきましては、厚生労働省との契約締結後、厚生労働省との契約に準じた内容の契約を締結させていただきます。また、厚生労働省に対して JAHIS が負う責務と、同等の責務を負っていただきます。（仕様書参照）

窓口

JAHIS 事業企画推進室 吉村

メール： yoshimura@jahis.jp

電話： 03-3506-8010（なるべくメールでお願いします）

以上